

CPD 利用規約(案)

(CPD 登録会員)

第1条 本会の会員は本人の希望により CPD 登録を行なうことができる。申込みは本会が定めた様式により書面(郵送)またはメールにより行なう。非会員は本会の定めた手続きに従い、有料で CPD 申込みを行なう。

(登録料)

第2条 本会の会員は無料で CPD 登録を行なうことができる。非会員は以下の登録料並びに年間利用料を前納する。ただし試行期間(平成18年度及び19年度)は無料とする。

登録料： 検討中 (申込み時のみ)。年間利用料： 検討中。

納付は年度単位とし、年度途中で登録を希望する場合は年度末までの月単位計算(月の20日締切り)とする。

(利用可能サービス)

第3条 CPD 登録会員は以下のサービスを利用することができる。

- 一 利用者本人の CPD 記録を、本会が定めるアクティビティーポイント数について本会のデータベースに登録することができる。
- 二 本会が登録した CPD 記録及び利用者本人が登録した CPD 記録をインターネットから確認することができる。
- 三 利用者本人の申請により CPD 記録の登録証明書の発行を学会より有料で受けることができる。発行は1回につき 検討中。

(会員の確認)

第4条 本会が主催、または協賛する会合、講演会等で本会が CPD ポイントを発行するとき、本会は本人確認を求めることがある。他人が代行する等、不正が判明した場合は利用できるサービスを停止することがある。

(誤記の修正)

第5条 CPD 記録に誤りがあると認められた場合、速やかに記録の修正を行なう。

- 一 利用者本人の申請により本会が登録した CPD 記録に誤りがあると認められた場合。
- 二 本会が登録した CPD 記録に誤りを発見した場合、本会は利用者本人の同意を得ないで記録の修正を行なう。
- 三 利用者本人が、本人の登録した CPD 記録に誤りを発見した場合は、利用者本人は本会の同意を得ないで記録の修正を行なうことができる。

(内容監査)

第6条 本会は登録された CPD 記録について監査を実施することがある。この場合、利用者に対しエビデンスの提示を求めることがあるので、講演会等の参加記録や定期購読雑誌の購入記録、自己学習記録等を保管すること。

(登録証明書)

第7条 利用者本人より、登録証明書の発行依頼が行なわれた場合、本会は登録された CPD 記録の内容確認を行い、登録証明書を発行する。その際、利用者に対し CPD 記録内容のエビデンスの提出を求めることがある。登録証明書の発行後、登録記録内容は固定され、以後の修正はできなくなる。ただし、追加登録は可能とする。

(利用資格の停止)

第8条 CPD 登録会員が利用資格を失う以下の場合には利用可能サービスを停止する。

- 一 本会の正会員、準会員または学生会員の資格を失った場合。ただし、非会員の登録申込み(有料)を行なうことにより CPD 登録会員として CPD 記録を継続できる。
- 二 第6条または第7条における登録記録内容の確認に当たって疑義が発生した場合。
ただし、第5条による誤記の修正を行なった場合はサービスの停止を解除できる。
- 三 前納による年間利用料が未納で CPD 登録会員の資格を失った場合。ただし、利用料の納付を行うことにより、会費納付を確認できた時点より CPD 記録を継続できる。

(記録の開示)

第9条 本会は登録された CPD 記録内容について本人の同意なく第3者へ開示または提供することはない。ただし、本会は本システムの利用状況や運用状況等の確認のため、母集団の数が10件以上の場合は、登録された CPD 記録の統計的データを利用、開示することができる。また、登録記録内容は、以下の条項のいずれかに該当するとき、開示できるものとする。

- 一 登録内容に疑義が指摘され、且つ利用者本人が誠意ある対応を示さなかった場合。
- 二 電気学会が定める倫理綱領に著しく逸脱する行為と認められる場合。
いずれの場合も審査委員会を設置し事実関係を調査する。審査委員会より、内容の開示が至当と判断された場合、記録情報を含む事実関係を開示することができる。

(利用可能サービスの中止)

第10条 本制度の利用可能サービスを中止した場合、書面により利用中止の申し出を行なう。

再登録を申し込んだ場合は CPD 記録を継続する。また解約された会員についても、CPD 記録をデータベースに残す。(保存期間は検討中)